

○飯豊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年3月11日
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯豊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長は、条例第2条に規定する指定管理者の指定の申請を受けるに際し、事前に飯豊町役場前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講じるものとする。

(申込資格)

第3条 条例第2条に規定する申請ができる団体は、法人その他の団体であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団と認められる者、又は同条第6号に規定する暴力団構成員若しくはこれらと同等に認められる者がその事業活動を支配する団体
- 2 その他申請資格に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(申請書等)

第4条 条例第2条に規定する指定管理者の指定の申請は、次の各号に例示する書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 別記様式第1号による申請書
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - エ 別記様式第2号による申込資格に関する申立書
 - オ 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(別記様式第2号)
- (3) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (4) 管理に係る収支計画書
- (5) 当該団体の経営状況を説明する書類
 - ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)
 - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(選定委員会の設置)

第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、飯豊町公の施設に係る指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 町長は、条例第3条に規定する指定管理者の候補者の選定にあたっては、選定委員会の意見を聴くものとする。

(選定委員会の組織)

第6条 選定委員会は、副町長、総務課長、住民課長、健康福祉課長、農林振興課長、商工観光課長、地域整備課長及び教育委員会社会教育課長をもって組織する。

2 選定委員会に委員長を置き、副町長をもって委員長とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

(会議)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第8条 選定委員会は、飯豊町の公の施設に係る指定管理者に申請した団体について審議し、町長に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(処務)

第10条 選定委員会の処務は、総務課において処理する。

(指定の通知)

第11条 [条例第3条第1項](#)の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者として指定された団体に[別記様式第3号](#)により通知するものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月24日規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第9号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第18号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日規則第8号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第9号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

[別記様式第1号](#)

別記様式第1号

指定管理者指定申請書

年 月 日

飯豊町長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者職氏名

次の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施 設 名	
-------	--

(備考)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

[別記様式第2号](#)

別記様式第2号

申込資格に関する申立書

年 月 日

飯豊町長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者職氏名

飯豊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを申し立てます。

施設名	
国税及び地方税の納税義務がない場合、その旨及びその理由	

[別記様式第3号](#)

別記様式第3号

発第 号
年 月 日

(申請者)

所在地
団体名
代表者職氏名

飯豊町長

印

飯豊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、下記公の施設に係る指定管理者に指定したので、飯豊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条の規定により通知します。

施設名	
指定期間	年 月 日 ~ 年 月 日